

○山井委員 二十五分間、質問をさせていただきます。附帯決議に関係することも含めて、一番深刻な事案から順番に質問させていただきたいと思っております。

附帯決議案の十四のところに、国民及び協力事業者以外も含めた事業者に対し、生活及び事業継続等が可能となる万全の財政金融政策を講ずることというのが入っております。

今回、近日中に緊急事態宣言の延長がなされると聞いておりますが、その直撃を受けるのはお子さん方でもあります。私も、この間ずっと、一人親家庭のお母さんとか低所得家庭の二人親家庭の方々の相談に乗っておりますが、長引くコロナ不況で仕事が減り、なくなり、そして子供の進学が難しくなる、あるいは進級が難しくなる、そういう悲痛な叫びを聞いております。

このことについて、一月二十九日に、我が党の川内博史議員も同行の下、菅総理が一人親家庭のお母さん方と面会をされました。その中で、ここに要望書もございましてけれども、その一人親家庭の方々は、菅総理に対して、また田村厚労大臣も同席をされておられました、三十五分間の面会の中で、新入学や進級に備えて、低所得の子育て家庭に給付金を支給してくださいという要望をされました。

そのことについての報道が私の配付資料に出ておりますが、配付資料を見ていただきますとわかりますように、配付資料の五ページ、毎日新聞の報道にあります、「ひとり親支援金 首相前向き姿勢」と。

私達も、十一ページにありますように、コロナ子供貧困給付金法案という十一ページの法案を提出しております、一月と三月、昨年十二月に給付されたような給付金を、一人親家庭、そして、今回は低所得の二人親家庭にも給付すべきだという法案も出しております。

そこでお伺いしますが、菅総理が、田村大臣同席の下、この報道によりますと、対応したい、この私が話を聞いたんだからというふうに答えられたということでもあります。コロナの緊急事態宣言が延びることによって、子供たちがこの四月、進学、進級のときに泣かなくていいようにする、これはもう与野党を超えた国会の責務だと思います。

ついては、このような、三月に給付金を一人親家庭や二人親家庭の低所得の方々に出す、このことについて、菅総理が対応したいと答弁されたということですが、しっかり実現をしていただけますでしょうか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

総理が先週金曜日に母子家庭の方々と面会され、新入学や進級に備えて低所得の子育て家庭に給付金を支給してほしいとの要望を受けられたことは承知をさせていただきます。

一人親家庭につきましては、昨年十一月にJILPTに依頼した緊急調査におきまして、その生活実態が依然として厳しいということが改めて明らかになったことから、予備費の使用を決定し、臨時特別給付金の再支給を実施したところでございます。現時点で、全ての自治体で給付金をお届けすることができたところでございます。

今後の一人親家庭への支援でございますが、まずは、これまで二回実施した臨時特別給付金による支援を活用いただくことが重要と考えております。

支給要件に該当するにもかかわらず申請されていない方に対する申請勧奨を行うとともに、資格取得のための訓練受講期間について、最大四年間生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の支給を始めとした就労支援などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、一人親家庭を含む低所得の子育て世帯に対しましては、一時的な資金が必要な方に対する緊急小口資金等の特例貸付制度、休業などに伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方への住居確保給付金の支給などのほか、関係各所とも連携し、就学支援に関する制度を含め、様々な支援制度の活用を自治体窓口を通じて働きかけ、個々のニーズに合った支援策に努めてまいりたいと考えております。

○山井委員 ちょっと待ってください。今までの答弁と全く変わっていませんよ。今までそういうゼロ回答だったから、一人親家庭の方々が、田村大臣同席の下、菅総理に直談判されたんじゃないんですか。

ということは、総理が対応したいとおっしゃったけれども、今までの答弁と基本的にスタンスは変わらないということですか。どういうことですか。

菅総理は対応したいとおっしゃったと聞いております。それでも、厚生労働省のこの一人親家庭や低所得の二人親家庭に対する給付金のスタンスは変わらないということですか。明確にお答えください。

○岸本政府参考人 報道の内容につきましては詳細には承知をしておりますませんが、私どもとしては、これまでの臨時特別給付金でまだ活用されていない部分もあるだろう、あるいは、高等職業訓練促進給付、月十万円の支給が受けられる給付、こういったものの活用というのものもあるだろうということで、それを是非支給につなげてまいりたいと考えております。

○山井委員 一月二十九日、田村大臣も同席されていますが、この面会を受けて、総理や田村大臣から、前向きに検討するようにとかいう、そういう指示は来ているんですか、来ていないんですか、お答えください。

○岸本政府参考人 金曜日の面会を受けまして、私ども政府としましては、今御答弁申し上げたような臨時特別給付金の更なる活用、また、高等職業訓練促進給付など様々な就労支援、この活用促進に努めてまいりたいと考えております。

○山井委員 いや、ちょっと本当に信じられないです。総理大臣に直談判しても全く今までのゼロ回答から変わらないということは、これはあり得ないと思いますよ。

これは、今後もまた、私はこのことをほかの議員とともにお願いしていきたいと思いますが、ちょっとびっくりしております。

同様に、そのときには、大企業の非正規雇用の方々に休業手当がもらえなくて困っておられる方々、当事者の方々も面会をされ、ここに要望書がありますが、菅総理と田村大臣に、新型コロナ禍の休業、短時間労働により、休業手当もなく、無収入、収入激減で困窮する大企業非正規労働者を休業支援金の対象にしてくださいということをお願いをされました。

それに対して菅総理は、こうやって話をいろいろ伺ってよかった、どうしたらいいか、今後考えたいということをおっしゃったそうであります。

このことについても、当然、金曜日、田村大臣、菅総理から、検討するようという指示が出ておりますが、この要望があった大企業の非正規労働者に対しても休業支援金の対象を拡大するよう、このことについては、検討、実現していただけますでしょうか。

○志村政府参考人 これまで、企業の雇用維持の取組に対して、雇用調整助成金の特例措置を講じ、休業手当の支払いを支援することを基本として対応してきたところでございます。

休業支援金は、人員体制や資金繰りの面から、雇用調整助成金を活用した休業手当の支払いもままならない中小企業の労働者を早期に支援するために創設したものでございまして、大企業を対象とすることは困難でございます。

このため、厚労省としては、大企業の労働者の方々について、雇用調整助成金の特例を活用いただけるよう、企業に対し、引き続き丁寧に働きかけを行っていきたくと考えております。

なお、今般の緊急事態宣言に伴い、対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮要請等に協力する飲食店等に対しましては、大企業の助成率を引き上げるなど、制度を利用しやすい環境整備に努めているところでございます。

○山井委員 これは、全然今までのゼロ回答の答弁と変わっていないじゃないですか。これはどういうことですか。

結局、菅総理や田村大臣に当事者が必死になって要望して、総理も、どうしたらいいか今後考えたい、そして、私が話を聞いたんだからとまで総理大臣がおっしゃった。全くゼロ回答の内容、変わっていないじゃないですか。これは、総理や田村大臣から、当事者から要望を受けたから大企業の対象拡大を検討するようという指示は下りてきていないんですか、下りてきているんですか、どちらですか。

○志村政府参考人 厚労省といたしましては、常々から雇用対策をしっかりと検討を考えている中での、休業支援金のこの問題も含めて、雇用対策を検討しているところでございます。

いずれにしても、厚労省といたしましては、雇調金の特例を活用いただけるよう、企業に対して丁寧に働きかけを行っていくとしてございまして、また、一般的な制度といたしましては……（山井委員「もう結構です、一般的

なことは」と呼ぶ)

○木原委員長 答弁中ですから。

○志村政府参考人 シフト制の減少等により仕事が……(山井委員「結構です、結構です」と呼ぶ) ちょっと説明させてください。(山井委員「もう結構です、結構です。そんなことは聞いていないから」と呼ぶ)

○木原委員長 ちょっとお待ちください。答弁中ですから最後までお聞きください。

○志村政府参考人 シフトの減少等により仕事が減少、喪失した方々に対しては、個々の状況に応じて、雇用保険の失業等給付や求職者支援制度等を活用しながら、他分野への就職を支援する道筋も考えられることから、引き続き再就職支援を強化する方策等も検討してまいりたいと思っております。(山井委員「答えていない」と呼ぶ)

○木原委員長 山井君、どうぞ質問を。

○山井委員 総理、大臣から、大企業への休業支援金の対象拡大について、指示は金曜日以降あったんですか、なかったんですか。

○木原委員長 簡潔に、的を得た答弁をお願いをいたします。

○志村政府参考人 常々、包括的に雇用対策は検討しているところでございます。(山井委員「いや、答えていない。指示があったかどうかをお答えください」と呼ぶ)

○木原委員長 ちょっとお待ちください。山井議員、もう一度御質問をお願いをいたします。

○山井委員 指示があったかどうかをお答えください。

○木原委員長 審議官、どうぞ。

○志村政府参考人 多分、議員が御認識されている意味での個別の指示はないというふうに認識しております。

○山井委員 いや、それはあり得ないでしょう。そういうことにならないために、菅総理は、田村大臣を三十五分間同席させたんじゃないんですか。

今回、予算委員会での川内議員や大西議員の要望の中で、一人親家庭のお母さん方、そして大企業で休業手当がなくて本当に困窮しておられる方々に、菅総理がお忙しい中三十五分も時間を取ってくださったことは本当に私も感謝しています。

その後、当事者の方々に、私、お目にかかりましたけれども、一人親家庭の方々も休業手当を払ってもらっていない大企業の非正規雇用の方々も、菅総理が丁寧に話を聞いてくださった、十五分の予定を三十五分も話を聞いてくださったと大変感激しておられました。私は、そういう意味では、本当に菅総理にもお礼を申し上げたいと思います。にもかかわらず、総理が検討するという趣旨のことを言ったにもかかわらず、指示は特に来ておりません。それはあり得ない話だと思います。

なぜこんなことを言うのかというと、自殺、今回の附帯決議にも、自殺増加に関して効果的な対策を講じる。自殺は、昨年の男性の自殺は百三十五人減っています。女性が八百八十五人増えているんです。男性の自殺は減って、女性の自殺が八百八十五人増えている。

その理由は、今日の配付資料にもありますように、野村総研の調査によりますと、今日の配付資料の四ページ、つまり経済的困窮。野村総研の調査によりますと、四ページ左、パート、アルバイトの女性で、五割以上のシフトが減って休業手当の支給なしの人を実質的失業者と定義したら、何と去年の緊急事態宣言以降九十万人の女性が、飲食、観光を中心に大幅にシフト減や仕事なくなっているのに、休業手当も一銭ももらっていないわけです。これは、残念ながら、自殺者の増加に強く関係していると言わざるを得ないんです。

おまけに、もう一つ申し上げますが、今審議官は、何とか雇用調整助成金、休業手当をやっていくということを答弁されましたけれども、八ページの左上にありますように、私たちが去年の九月から要望しておりますが、大企業の、雇用調整助成金を申請せず、シフト制のアルバイトの人に休業手当を出さないところ、二十五社、八ページの左上、厚生労働省は休業手当を出すように要請文を出しましたが、二十五社中、休業手当を出した会社は、大企業は一社もありません。ということは、今までのやり方をやっていっても困窮する非正規の方々は救えないんです。

西村大臣にお伺いしたいんですが、今回、緊急事態宣言が延長されます。ますます深刻で、今回の緊急事態宣言の延長で直撃するのは、飲食であって観光ですね。そこを支えてくださっているのは、非正規のシフト制のア

アルバイトの方々が、多くが女性なんです。その方々が、野村総研の調査のように、九十万人も、休業手当ゼロ、生活が困窮している。今回の延長でこれは百万人以上に増えるでしょうし、男性も含めたら百数十万人が、コロナによって仕事がなくなったのに休業手当もない。

西村大臣、事業者への支援ももちろん重要です、この後質問しますが、同時に、そこでシフトが減ったり休業を余儀なくされる非正規労働の方々にも、休業補償、必要だと思われませんか。西村大臣、いかがですか。

○西村国務大臣 今回のコロナの影響によって多くの人が厳しい状況にあり、特に、今御指摘あったように、パート、アルバイトの方、厳しい状況にある。これは、私ども、そうした状況をしっかりと認識して支援を行っていかなくちゃいけないというふうに考えているところであります。

その上で、まず休業支援金。今、総理と田村大臣が実際の当事者の方に会われたということ、私も報道で聞いております。直接、総理、田村大臣とこの件について私自身話したわけではありませんけれども、当然、こうした、御指摘のように、総理、田村大臣が会われて切実な声を聞かれたわけでありますから、こうした声を踏まえつつ、今後、厚生労働省においてその対応について検討されるものというふうに、私自身はそう認識をしております。

その上で、大企業については、今回、私ども、十分の十にしたわけですから、これは是非、雇用調整助成金で、これを活用していただいて、一人当たり、パート、アルバイトの方、月額最大三十三万円まで、国が一〇〇%支援をするわけですので、是非休業手当を払っていただきたいというふうに思いますし、また、コロナが終息した後、是非できるだけ早く終息をさせたいと思っていますけれども、その後、日本全体で考えれば、やはり人手不足の状況がまたやってくることも考えられるわけでありますが、休業手当も払わないような企業には人は集まらないということだと思しますので、大企業の皆さん方におかれても、一〇〇%国が休業手当を支援しますので、是非ともこれは活用して休業手当を払っていただきたいというふうに思います。

その上で、もう一つ、先ほどありましたけれども、雇用保険に入っていない方でも、求職活動をされる場合、月十万円の給付金を受けながら職業訓練を受けることができる、御案内のとおり求職者支援制度もありますので、こういったことも含めて、そしてまた中小企業の方は休業支援金が使えるということも含めて、私の立場でもしっかりと発信をし、多くの人に知っていただけるように努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○山井委員 今、西村大臣の方から、総理と田村大臣が当事者に会ったわけですから適切に厚生労働省がしっかり対応するだろうという答弁をいただきました。当然のことだと思います。

それで、次に事業者への支援の質問に移りたいんですが、私も、毎週末、地元の商店街の声を聞いておりますけれども、延長が決まるということで、もうこのままでは店がもたない、首をくくらねばならない、本当に切実な声をお聞きします。

具体的に言いますと、今日も私の地元の商店街の方々が市役所に昼のお店の財政支援を要望に行かれております。これは、西村大臣、晩の会食だけじゃなくて昼のランチも自粛という、よくないということをおっしゃいましたよね。ということは、喫茶店とか昼だけのランチのお店、こういうところもお客さんが激減しているわけですから、晩のお店でなくても一時金を、緊急事態宣言の地域で、昼の喫茶店とかランチの飲食店にも、五割収入減になったら出るという理解でよろしいですね。西村大臣、お願いします。

○西村国務大臣 御指摘のように、緊急事態宣言下の地域においては不要不急の外出自粛もお願いしておりますので、これによって影響を受けるという飲食店の方々が、昨年と比較をして一月、二月の売上げが五〇%以上減少する場合は、これは法人四十万円、個人二十万円の一時金の対象になるということでありまして私は理解をしておりますし、経産省においては詳細を今詰めているところでありますけれども、対象となるということでもあります。

○山井委員 非常に重要な答弁で、喫茶店や飲食店も五割減収になれば一時金の対象になるということです。

逆に言えば、理髪店、整体、パン屋さん、昼のカラオケ屋さん、薬局、お花屋さん、商店街には様々なお店があるんですが、私も毎週末回りますが、商店街の人が激減しているんですから、飲食店以外の店も、五割減の売上げの店は大幅に増えているんです。ということは、これは別に飲食店関係なく、どのような業種でも半分以下に売上げが減少したら一時金が入るという、西村大臣、そういう理解でよろしいですか。

○西村国務大臣 繰り返しになりますが、不要不急の外出自粛を、緊急事態宣言の地域、これをお願いしており

ますので、それによって影響を受ける中小企業が先ほど申しあげましたような要件を満たした場合は、幅広く対象になるものと考えております。

詳細、経済産業省で現在内容を詰めておりますので、近いうちに公表があると思っておりますけれども、必要であれば、経産省も来ておりますので答弁していただければと思います。

○山井委員 いや、ちょっと気になるのが、私も、週末、地元に戻るたびに、本当にもらえるの、本当にもらえるのと聞かれるんです。

逆に、確認しますよ。緊急事態宣言で大幅に売上げが減って、五割以上減った商店街のお店で、こういうケースは一時金の対象にならないというケースというものはあるんですか。どんなケースなのか、ちょっと西村大臣、もし事例があるなら言っていただけませんか。

○飯田政府参考人 答えいたします。

今大臣が御答弁していただいたように、基本的に、影響があるかどうかということで考えております。

商店街の方々に、事業実態、これからいろいろ調べてまいらなければなりませんけれども、その商店街の方で、人出と関係なく、例えば特定の大企業の方とだけ取引があるとか、そういったような方で、この影響と関係がないような方がいらっしゃれば、そういった方は対象にならないかと思っておりますけれども、人出の関係で、要するに人が来なくて売上げが五〇%減ったという方であれば対象になるということでございます。

○山井委員 今のも重要な答弁だと思います。

おっしゃる意味は分かります。例外的に、人出と関係なく大幅に減った、これは対象にならない可能性があるのは分かりますけれども、西村大臣、確認ですけれども、今までのような例外的なケースはおいておいて、一般的には、商店街に人が歩いていない、それによって売上げが五割以上減ったお店に関しては、業種を問わず一時金の対象になるという理解でよろしいですか。

○西村国務大臣 基本的に、外出自粛の影響を受けているそうした中小企業者の方々の場合、要件を満たせば幅広く対象になるものというふうに考えられます。

詳細は、いずれにしても、経産省の方から公表されるものというふうに思います。

○山井委員 今週にも緊急事態宣言が延長されると聞いております。この二十万と四十万の上限や、あるいは、昨日もお聞きしましたが、一年前はやっていなかった、半年前に開店したお店は対象にならないのかとか、やはり、五割じゃないけれども三割でも厳しいんだ、本当にこのままでは潰れてしまうと。

繰り返し言いますが、緊急事態宣言で、政府の指示に従って国民が抑えたことによって感染は縮小しつつあるけれども、それによって小規模なお店は潰れかかっているんですね。

そういう意味では、延長する以上、一か月の予定を二か月、例えば延長する以上、この二十万、四十万という上限や、新規のお店も対象に、一年前にやっていなかった店も対象に入れるとか、五割じゃなくて三割のところも対象に入れるとか、今回、近いうちに緊急事態宣言を延長されるのであれば、この一時金の対象要件、こういうものも拡充をする、そういうことを御検討いただけませんか。

○木原委員長 申合せの時間が来ておりますので。

○西村国務大臣 はい。

感染状況や経済の状況を見ながら、予備費もありますし、必要とする支援策をしっかりと行っていけるよう、機動的に対応していきたいというふうに考えております。

○山井委員 今回の延長によって事態はますます深刻化して、このままでは本当に商店街はどンドンどンドンお店が潰れかねません。是非とも十分な財政支援をお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございます。